

保護者様

栃木市立栃木西中学校長 小林 勇夫

インフルエンザ等の出席停止について

寒冷の候、保護者の皆様にはお健やかに過ごしの事とお喜び申し上げます。

さて、今年もインフルエンザの流行する季節を迎えました。つきましては、インフルエンザ等の感染症にかからないよう、ご家庭でも「石けん手洗い・うがい」等で予防するようお願いいたします。

万が一、お子様がインフルエンザ、またはその疑いと医師より診断された場合は、速やかに学校へ連絡してください。学校・学級での蔓延を防ぐために、また、お子様の体力を回復させるために「出席停止」となりますので、下記の事項を確認していただき、自宅でゆっくり休養するようご協力をお願いいたします。

記

1 インフルエンザ出席停止期間について

(1)「発症した後5日を経過」し、かつ「解熱した後2日」が出席停止期間となります。つまり、最低、発症した後5日を経過するまで出席停止となります。それに加えて、解熱した日によって、出席停止期間は延長します。

(2) 発症日（発症当日0日目）は、病院に受診した日ではなく、インフルエンザ症状（38℃程度の発熱等）が始まった日です。そのため、病院受診時に、医師に発症日を確認することが必要となります。

①発症日とは、発熱等の症状が現れた日のことです。（0日目と数える）

②解熱とは、平熱（普段の体温）にもどることです。

インフルエンザ 出席停止期間早見表		発症日	発 症 後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例 1	発症後1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校 可能		
		出席停止								
例 2	発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校 可能		
		出席停止								
例 3	発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能		
		出席停止								
例 4	発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能	
		出席停止								
例 5	発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能
		出席停止								

※その後は、解熱した日によって出席停止日が準じ延期されていく。

(裏面に続く)

- 2 インフルエンザに関する登校申出書について（栃木西中ホームページの「各種書類様式」にも掲載）
- （1）登校する際に、保護者が記入し学校へ提出してください。（別紙）
- 3 感染性胃腸炎（ノロウイルス等）、またはその疑いと診断された場合について
- （1）出席停止となりますので、診断を受けたら速やかに学校に連絡をしてください。
- （2）登校する際に「感染性胃腸炎に関する登校申出書」を、保護者が記入し学校へ提出してください。（別紙）（「登校申出書」は、栃木西中ホームページの「各種書類様式」にも掲載）
- 4 インフルエンザ、感染性胃腸炎にかかった場合の学校への連絡内容について
- （1）何型のインフルエンザか（インフルエンザのみ）
- （2）どこの医療機関で診断されたか
- （3）いつ（日時）症状が出たか
- （4）どんな症状か
- （5）家族内での感染はどうか
- （6）インフルエンザ予防接種は受けたか 等
- 5 冬季休業中の学校への連絡について（蔓延防止のため、必ず連絡をしてください）
- （1）以下の場合、日直のいる令和2年1月6日（月）以降に学校に連絡をしてください。
- ①インフルエンザは、早見表と照らし合わせて、始業式の日が「出席停止」または「登校可能」な日になる場合
- ②感染性胃腸炎は、令和元年1月6日以降に発症した場合
- 6 その他
- （1）いざという時に使用できるように、使い捨てマスク何枚かを常に西中バックの中に入れておいてください。
- （2）インフルエンザの症状は高熱が普通とされていますが、中には微熱や熱が上がらない場合でもインフルエンザだったという例もあります。ただの風邪と軽んじずに必ず受診をしてください。蔓延防止のためにもご協力をお願いします。
- （3）ご不明な点は学校へ連絡をしてください。

【連絡先】
栃木市立栃木西中学校
22-5711
（担当 養護教諭 秋元）